

水中検査事業所の訓練要件等

改正対象

事業所承認規則
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用 (翻訳))

改正理由

IACS 統一規則 Z17 は, サービスの提供事業所の承認に関する要件を規定しており, 本会は当該要件を事業所承認規則に取入れている。

このうち, 水中検査を実施する事業所については, 従来, 船体外部の水中検査を前提とした訓練要件が規定されていた。これに対し, IACS は当該規則の見直しを行い, 船体外部の水中検査と区画内部の水中検査それぞれに係る要件を明確に区分した。また, 遠隔検査技術を用いた水中検査による精密検査を行う場合の要件においても, 船体外部の水中検査のための要件を適用外とする修正等が行われた。

今般, IACS 統一規則 Z17 (Rev.22) に基づき, 関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 区画内部の水中検査を行う水中検査事業所に関する訓練要件の明確化
船体外部の水中検査に従事する者に適用される要件と, 区画内部の水中検査に従事する者に適用される要件を区別して規定する。
- (2) 遠隔検査技術を用いた精密検査事業所に対する関連規定の整合・明確化
遠隔検査技術を用いた水中での精密検査を実施する事業所に関する要件について, 船体外部の水中検査に関する要件を適用外とする。また, 遠隔制御機器を用いて板厚計測を実施する事業所については, 16 章 (遠隔検査) に加えて 2 章 (板厚計測) による承認証書を所持することが必要であることを明確化する。

施行及び適用

2027 年 1 月 1 日から施行

ID:DH25-17

「水中検査事業所の訓練要件等」 新旧対照表

新	旧	備考
事業所承認規則	事業所承認規則	
3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件	3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件	
3 章 水中検査事業所	3 章 水中検査事業所	
3.2 品質システム	3.2 品質システム	
3.2.2 教育・訓練手順書	3.2.2 教育・訓練手順書	
-1. 1.2.2 に規定する教育・訓練手順書には、少なくとも次に掲げる事項についての知識を習得する為の手順を含めなければならない。	-1. 1.2.2 に規定する教育・訓練手順書には、少なくとも次に掲げる事項についての知識を習得する為の手順を含めなければならない。	UR Z17 ANNEX1 3.2.1, 3.2.2 現行規則は(1)船体外部の検査に従事する場合として規定。 (2) 内部検査に従事する場合は、プロペラ軸及び舵のベアリングすき間計測は不要となる一方、内部構造、配管系統、タンク塗装、アクセス手段についての知識が必要。
(1) 船体外部の検査に従事する場合 (a) 水中における船体又は海洋構造物の構造(プロペラ軸, プロペラ, 舵等を含む) (b) 英文での船舶関連用語 (c) 本会が適当と認める国家規格又は国際規格に従う水中での非破壊試験(水中検査事業所が非破壊試験を実施する場合) (d) プロペラ軸及び舵のベアリングすき間計測 (e) 水中カメラ及び甲板上のテレビモニタの操作 (f) 水中からの通信連絡 (g) 板厚計測事業所の承認証書(水中での板厚計測)	(1) 水中における船体構造(プロペラ軸, プロペラ, 舵等を含む) (2) 英文での船舶関連用語 (3) 本会が適当と認める国家規格又は国際規格に従う水中での非破壊試験(水中検査事業所が非破壊試験を実施する場合) (4) プロペラ軸及び舵のベアリングすき間計測 (5) 水中カメラ及び甲板上のテレビモニタの操作 (6) 水中からの通信連絡 (7) 板厚計測事業所の承認証書(水中での板厚計測)	

「水中検査事業所の訓練要件等」 新旧対照表

新	旧	備考
測を実施する場合) (h) その他水中検査に使用される機器 (i) <u>水中検査に関する本会規則の要求</u> (2) <u>水で満たされた区画の内部検査に従事する場合</u> (a) <u>船体又は海洋構造物の内部構造, 配管系統, タンク塗装, アクセス手段</u> (b) <u>英文での船舶関連用語</u> (c) <u>本会が適当と認める国家規格又は国際規格に従う水中での非破壊試験(水中検査事業所が非破壊試験を実施する場合)</u> (d) <u>水中カメラ及び甲板上のテレビモニタの操作</u> (e) <u>水中からの通信連絡</u> (f) <u>板厚計測事業所の承認証書(水中での板厚計測を実施する場合)</u> (g) <u>その他水中検査に使用される機器</u> (h) <u>水中検査に関する本会規則の要求</u> 4 章 無線検査事業所 4.2 品質システム 4.2.3 事業所が参照すべき文書 事業所は, 次の(1)から(9)に掲げる文書を参照できるように所持しなければならない。 (1) (省略) (2) <u>MSC.349(92)</u> (改正を含む。)	を実施する場合) (8) その他水中検査に使用される機器 (9) 水中検査に関する本会規則の要求 4 章 無線検査事業所 4.2 品質システム 4.2.3 事業所が参照すべき文書 事業所は, 次の(1)から(9)に掲げる文書を参照できるように所持しなければならない。 (1) (省略) (2) <u>A.789(19)</u> (改正を含む。)	(2) RO code(IMO Res. MSC. 349(92)) 発行により A.789(19)は失効しているため, 改め

「水中検査事業所の訓練要件等」 新旧対照表

新	旧	備考
(3) <i>MSC/Circ.1040/Rev.2</i> (改正を含む。) ((4)から(9)は省略) 16 章 遠隔検査技術を用いた精密検査事業所 16.1 一般 16.1.1 適用 <u>-2. 遠隔制御機器を用いた板厚計測を行う事業所にあっては、本章の規定によるほか、2 章に定める要件に適合した承認証書を所持しなければならない。</u> <u>-3. 遠隔制御機器を用いた水中での精密検査を行う事業所にあっては、本章の規定によるほか、3 章に定める要件に適合しなければならない。ただし、3.2.2-1.(1)を除く。</u>	(3) <i>MSC/Circ.1040/Rev.1</i> (改正を含む。) ((4)から(9)は省略) 16 章 遠隔検査技術を用いた精密検査事業所 16.1 一般 16.1.1 適用 (新規) <u>-2. 遠隔制御機器を用いた水中での精密検査を行う事業所にあっては、本章の規定によるほか、3 章の規定にも適合しなければならない。</u>	る。内容に変更はない。 (3) UR Z17 ANNEX1 6.2により Rev.2が発行されているため改める。 UR Z17 ANNEX1 16.3 板厚計測事業所としての承認証書の所持が必要であることを明確化する。 -2.から移設 船体外部には精密検査の対象箇所がないため、訓練要件は適用外とする。
附 則		
1. この改正は、2027 年 1 月 1 日から施行する。		